

ID: 472

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立公民館設置条例施行規則 第7条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第73号		
【根拠条文】 (使用の変更等) 第7条 使用者が、やむを得ず公民館の使用許可事項を変更しようとするときは、使用変更申請書に使用許可書を添えて許可を受けなければならない。ただし、第4条第2項に定める方法により、使用許可の申請を行った者については、この限りでない。 2 前項に定める変更願の届出は、使用日の14日前までとする。 3 使用許可の変更は1回限りとし、使用許可変更承認書を交付してこれを行う。この場合において、使用料に差額のある場合は、その差額を納入しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日